〇 嘉手納町下水道排水設備指定工事店規則より抜粋

(指定の申請)

- 第4条 指定工事店としての指定を受けようとする者は、下水道排水設備指定工事店指定申請書(<u>第1号様式</u>。以下「指定申請書」という。)を町長に提出しなければならない。
- 2 前項の指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 個人の場合は、住民票記載事項証明書又は外国人登録済証明書、経歴書及び前条第1項第4号アに該当しないことを証する書類
- (2) 法人の場合は、登記事項証明書、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類
- (3) 営業所の平面図及び付近見取図(<u>第2号様式</u>)並びに営業所の写真
- (4) 専属責任技術者名簿(第3号様式)及び雇用関係を証する書類
- (5) 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証(試験及び更新講習要綱第 13 条に基づき、県支部が交付したものをいう。) の写し
- (6) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する 書類
- (7) 工事業者が個人の場合にあつては住民登録をしている市町村が証明する市町村民税及び固定資産税並びに国民健康保険税の完納証明書の写し、法人の場合にあつては営業所が所在する市町村が証明する市町村民税及び固定資産税の完納証明書の写し

(指定の更新)

- 第8条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、当該有効期間の満了する日の属する年の2月1日から2月末日までに指定申請書を町長に提出しなければならない。
- 2 前項の指定申請書に添付又は提出する書類等については、<u>第4条</u> 第2項の規定を準用する。

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第9条 指定工事店は、<u>第3条</u>の指定要件を欠くに至つたとき、若しくは指定工事店としての営業を廃止又は休止しようとするときは、直ちに指定工事店指定辞退届(<u>第6号様式</u>)を町長に提出しなければならない。

- 2 指定工事は、次の各号の一に該当することとなつたときは、速やかに指定工事店異動届(<u>第7号様式</u>)を町長に提出しなければならない。
- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があつたとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 専属する責任技術者に異動があつたとき。
- (6) 住居表示又は電話番号に変更があつたとき。

〇嘉手納町下水道条例より抜粋

(手数料)

第 31 条 町は、指定店の指定を受けた者から指定店の登録手数料として 5,000 円を徴収する。